

令和3年9月13日

清瀬市立清瀬第十小学校  
保護者の皆様

清瀬市教育委員会 教育長 坂田 篤  
清瀬市立清瀬第十小学校 校長 大谷 憲司

## 「オンライン授業」の実施に伴う学習端末の使用について

保護者の皆様には、本市の教育施策並びに各学校の教育活動につきまして、日頃から多大な御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、「オンライン授業」の実施に当たりまして、下記に示しました、御家庭で学習端末（Chromebook）を使用する際のルールを御確認いただき、（別紙）「同意書」を御記入の上、9月15日までに学級担任まで御提出ください。

なお、Wi-Fi 接続等の通信料金や充電のための電気料金については各御家庭での負担となります。御理解と御協力につきまして、何とぞよろしくお願い申し上げます。

### 記

#### 1 御家庭で学習端末（Chrome Book）を使用する際のルールについて

「オンライン授業」の実施は、今までは、授業公開は行うものの、学校内、教室内で管理されていた、学習活動における児童の個人に関わる情報（発言内容、記述内容、作品、その他学習の状況や様子等）が、映像や音声を通して学校外で得ることができるようになります。

つきましては、お子様と以下のルールを御確認いただき順守をお願いいたします。

#### 《家庭で学習端末（Chromebook）を使用する際のルール》

- ① オンライン授業が行われているとき及び学校から指示があった学習のみに使用します。
- ② オンライン授業では、教員の指示に従いマナーを守ります。
- ③ 学習端末（Chromebook）を、他人へ貸したり使わせたりしません。
- ④ 授業を受ける子以外がオンライン授業に参加することはしません。
- ⑤ 学校から指示があるとき以外は、写真の撮影や録音・録画はしません。
- ⑥ オンライン授業で知りえた個人情報などを、インターネット上に書き込んだり、掲載したりしません。
- ⑦ 学校の許可なく、USB メモリ等の外部記憶装置など周辺機器を接続しません。
- ⑧ 学習端末（Chromebook）の充電は、指定のアダプターを使って家庭で行います。  
（なお、Wi-Fi 接続等の通信料金や充電のための電気料金については、各家庭での負担となります。）
- ⑨ 故障や破損、紛失等があった場合には、速やかに学校に連絡します。

#### 2 同意書の提出について

上記のルールに御同意いただける場合には、（別紙）に御記入いただき、9月15日（水）までに各担任まで御提出ください。

(別紙)

## 清瀬市における「オンライン授業」の実施に伴う学習端末の利用についての同意書

### 《家庭で学習端末（Chromebook）を使用する際のルール》

- ① オンライン授業が行われているとき及び学校から指示があった学習のみに使用します。
- ② オンライン授業では、教員の指示に従いマナーを守ります。
- ③ 学習端末（Chromebook）を、他人へ貸したり使わせたりしません。
- ④ 授業を受ける子以外がオンライン授業に参加することはしません。
- ⑤ 学校から指示があるとき以外は、写真の撮影や録音・録画はしません。
- ⑥ オンライン授業で知りえた個人情報などを、インターネット上に書き込んだり、掲載したりしません。
- ⑦ 学校の許可なく、USB メモリ等の外部記憶装置など周辺機器を接続しません。
- ⑧ 学習端末（Chromebook）の充電は、指定のアダプターを使って家庭で行います。  
(なお、Wi-Fi 接続等の通信料金や充電のための電気料金については、各家庭での負担となります。)
- ⑨ 故障や破損、紛失等があった場合には、速やかに学校に連絡します。

本人：上記のルールをしっかりと守り学習端末（Chromebook）を使用します。

保護者：上記のルールの内容を確認し、ルールのとおりを使用ができるよう  
管理・監督をします。

令和3年 月 日

学 校 名	清瀬市立	学校
年 ・ 組		年 組
お子様氏名		
保護者氏名		